

「電磁波からいのちを守る全国ネット」規約

第 1 条 (名 称)

当会の名称を「電磁波からいのちを守る全国ネット」と称する。

第 2 条 (目 的)

当会は、電磁波による有害な人体影響からいのちを守り、被害者が救済される社会の実現を目的とする。メーリングリスト (ML) を基盤とした全国の運動体、あるいは個人の情報共有を柱とした組織である。

第 3 条 (運 営 委 員)

1、 当会には若干名の運営委員を置く。運営委員は、自薦または他薦により、会員の中から選ぶ。立候補者は運営委員会が設定した期限日までに立候補の意思表示をする。会員から立候補者に対して未承認の意見が提示された場合は、ML 登録者で採決を行い、過半数の会員が未承認の意思表示を行った場合は運営委員はなれない。

2、 運営委員により運営委員会を組織する。運営委員の任期は 1 年 で再任を妨げない。当会の所在地は、代表の住所に置く。

3、 運営委員会で ML、ウェブサイト、会計を担当する。

4、 運営委員会は、「全国ネット」の名前で、申し入れや陳情などを行うことができる。

第 4 条 (代 表)

1、 代表は運営委員のなかから互選され、会員の承認を得て決まる。

第 5 条 (会員)

- 1、 当会の目的に賛同する者は、団体・個人を問わず運営委員の承諾を得て会員になれる。
- 2、 会員は退会の旨を運営委員に通知することにより、いつでも任意に退会できる。
- 3、 会員はMLに登録することができる。
- 4、 会員はMLを通じて、他の会員へ協力要請したり情報提供を行うことができる。
- 5、 会員に対する誹謗、中傷など、活動上の妨害などがあつた場合は、運営委員会の権限で警告した上で、登録削除（除名）などの処分を行うことができる。

第 6 条 (活動)

- 1、 各会員が主催や共催する集会などの共同行動で、「全国ネット」の名前を使うときは、運営委員会の許可を得る必要がある。共同行動で利益が発生した場合は、純利益の10%を当会に収めることとする。
- 2、 当会の名前で集会などの共同行動を行う場合は、運営委員が企画を進める。

第 7 条 (改正)

本規約は、会員による議論を通して、改正することができる。

第 8 条 (会の発足)

この規約は2020年4月15日から正式に発足する。